

していた者又は特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。以下同じ）に住所を有していた者（これらの者のうち、別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流入し、又は流出する車両を使用する者）については、東日本大震災の発生時において福島県双葉郡双葉町の区域内に住所を有していた者に限る。が生活の再建に向けた一時帰宅等のため使用する車両で次のいずれかに掲げるもの（ふるさと帰還通行カード（東日本高速道路株式会社）が別に定めるものをいう。）を提示する場合には限る。

イ・ロ（略）  
九（略）  
別表一～三（略）

していた者又は特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。以下同じ）に住所を有していた者（これらの者のうち、別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流入し、又は流出する車両を使用する者）については、東日本大震災の発生時において福島県双葉郡双葉町の区域内に住所を有していた者に限る。が生活の再建に向けた一時帰宅等のため使用する車両で次のいずれかに掲げるもの（東日本大震災の発生時においてこれらの区域内に住所を有していたことを証するに足りる書面、特定避難勧奨地点に住所を有していたことを証するに足りる市町村長からの通知書若しくは証明書又はふるさと帰還通行カード（東日本高速道路株式会社）が別に定めるものをいう。）を提示する場合には限る。

イ・ロ（略）  
九（略）  
別表一～三（略）

附則

1 (施行期日)

この告示は平成三十年七月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示による改正前の料金を徴収しない車両を定める告示（以下「旧告示」という。第八号に規定する車両（ふるさと帰還通行カードを提示する場合を除く。以下「旧対象車両」という。）であつて、この告示の施行前に旧告示別表第一及び別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流入したものと並びに旧対象車両であつて、この告示の施行後に旧告示別表第一及び別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流出するものうち、当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において回収する通行券の交付日がこの告示の施行の前であるものの料金の徴収については、なお従前の例による。

国土交通省告示第七百八十九号

福岡空港の施設に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

一 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市  
二 変更する事項（変更前の事項については、昭和四十七年運輸省告示第四百号、平成二十八年国土交通省告示第二百二十五号及び平成二十九年国土交通省告示第三百二十五号を参照）  
イ 空港の範囲 第一図及び第二図のうち、一点鎖線で囲まれた部分  
ロ 着陸帯 着陸帯C及び着陸帯Dを新設する。

(1) 着陸帯C 第二図及び第三図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ三十五メートル 幅三十メートル）  
(2) 着陸帯D 第二図及び第四図のうち、ホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ三十五メートル 幅三十メートル）  
ハ 変更後の進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1) 進入区域  
(i) 着陸帯Cの進入区域 第三図のうち、イ、ロ、ヌ、リ及びイ並びにハ、ニ、ヲ、ル及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域  
(ii) 着陸帯Dの進入区域 第四図のうち、ホ、ヘ、カ、ワ及びホ並びにト、チ、タ、ヨ及びトの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域  
進入表面

(2) 進入表面  
(i) 着陸帯Cの進入表面 第三図のうち、着陸帯Cの短辺（イロ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ八分の一のこう配を有する平面及び着陸帯Cの短辺（ハニ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ二分の一のこう配を有する平面であつて、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの  
(ii) 着陸帯Dの進入表面 第四図のうち、着陸帯Dの短辺（ホヘ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ八分の一のこう配を有する平面及び着陸帯Dの短辺（トチ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ二分の一のこう配を有する平面であつて、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

(3) 水平表面  
第三図及び第四図のうち、空港の標点Bの垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（マの線）で囲まれた部分

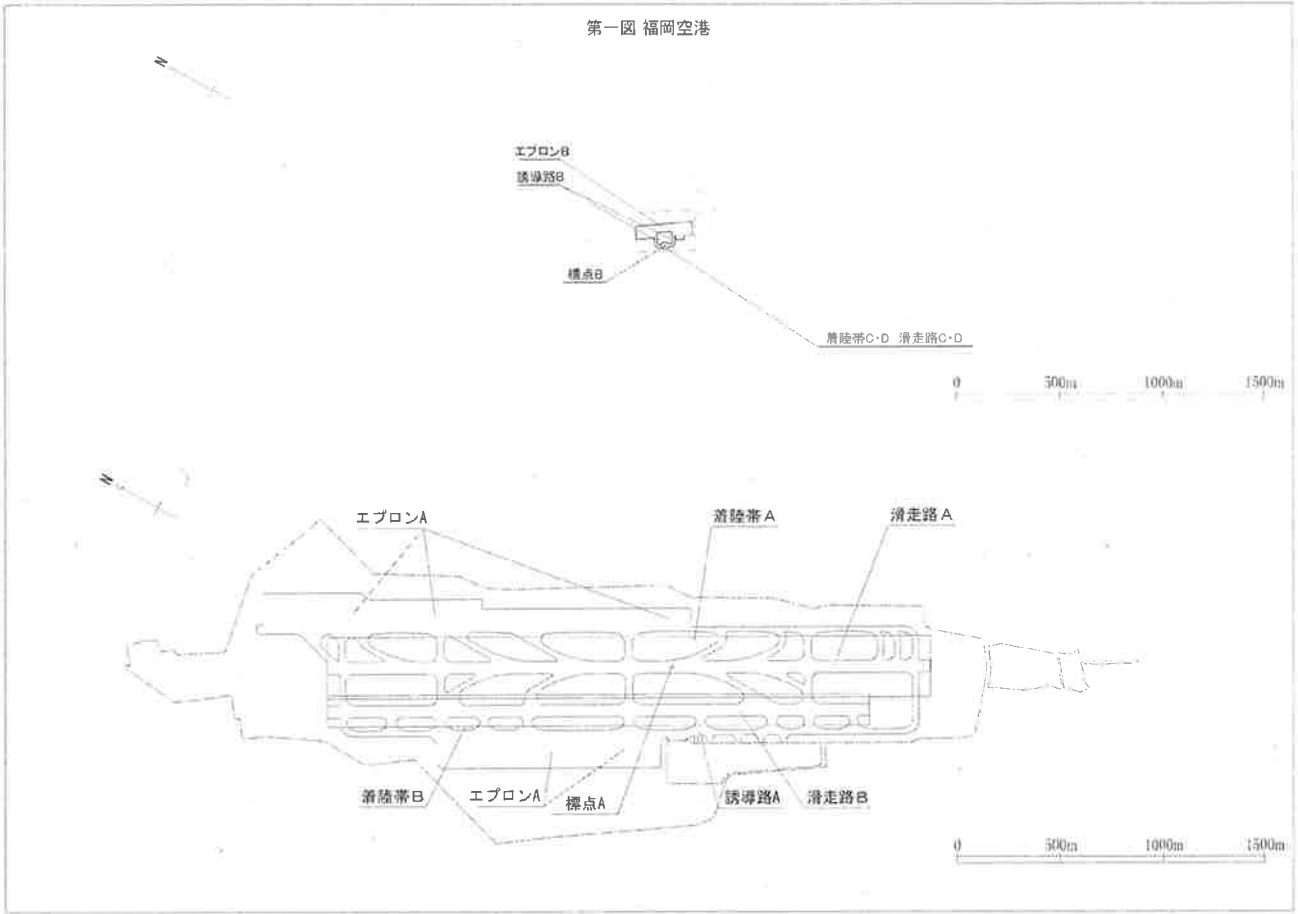
(4) 転移表面  
(i) 着陸帯Cの転移表面 第三図のうち、進入表面の斜辺（ハル及びロヌ並びにニヲ及びイリ）を含む平面及び着陸帯の二辺（ロハ及びイニ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な斜直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（ハツ及びロソ並びにニネ及びイナ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ルツ、ツソ及びソレ並びにヲネ、ネナ及びナラ）及び進入表面の斜辺（ハル及びロレ並びにニヲ及びイイ）又は着陸帯の二辺（ハロ及びイニ）により囲まれる部分

(ii) 着陸帯Dの転移表面 第四図のうち、進入表面の斜辺（トヨ及びヘカ並びにチタ及びホワ）を含む平面及び着陸帯の二辺（トヘ及びチホ）を含む平面であつて、着陸帯の外側線を含む鉛直面に直角な斜直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（トノ及びヘウ並びにチオ及びホク）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ヨノ、ノウ及びウム並びにタオ、オク及びクヤ）及び進入表面の斜辺（トヨ及びヘム並びにチタ及びホヤ）又は着陸帯の二辺（トヘ及びチホ）により囲まれる部分

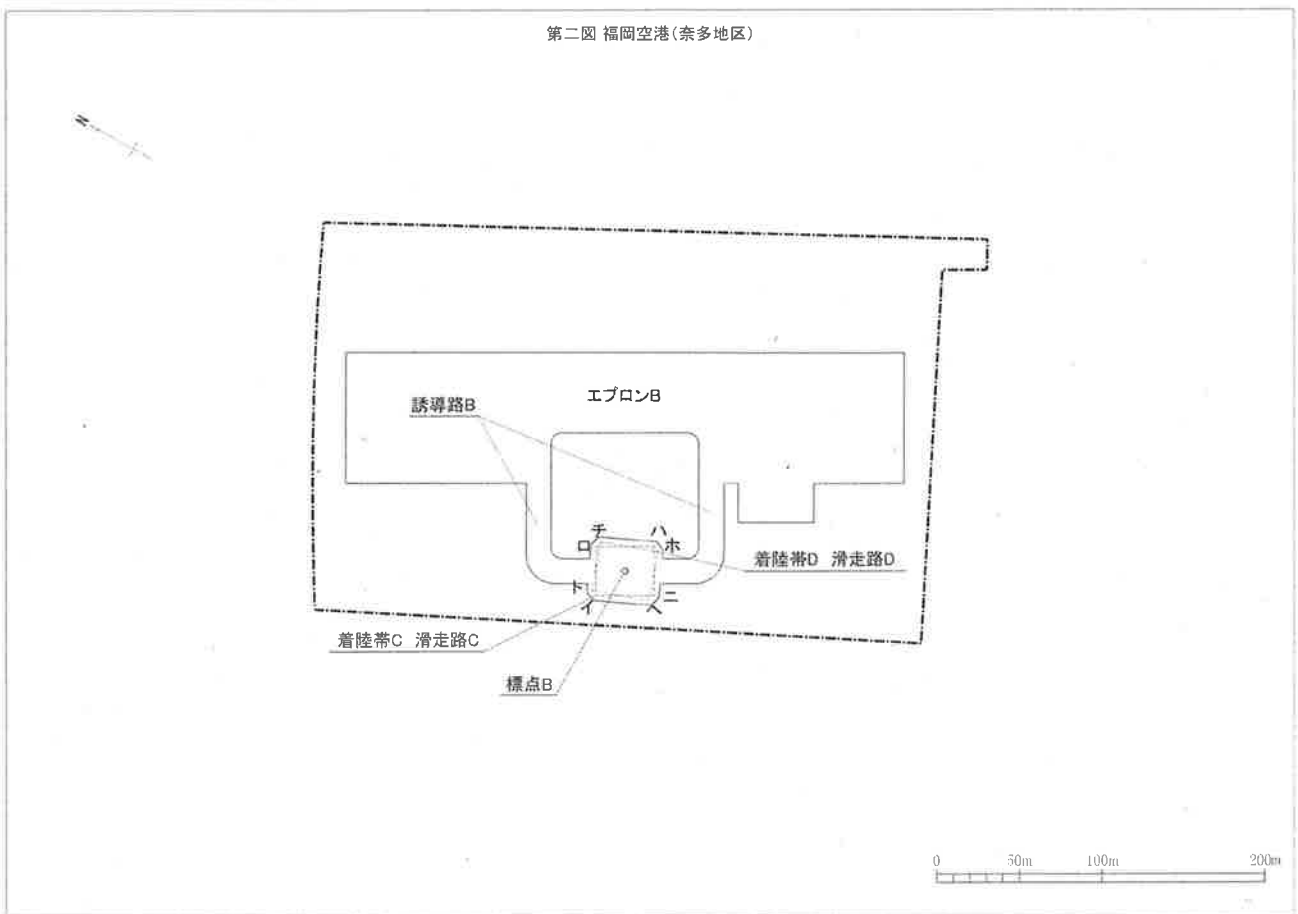
三 変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成三十一年二月五日

(注) 空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。

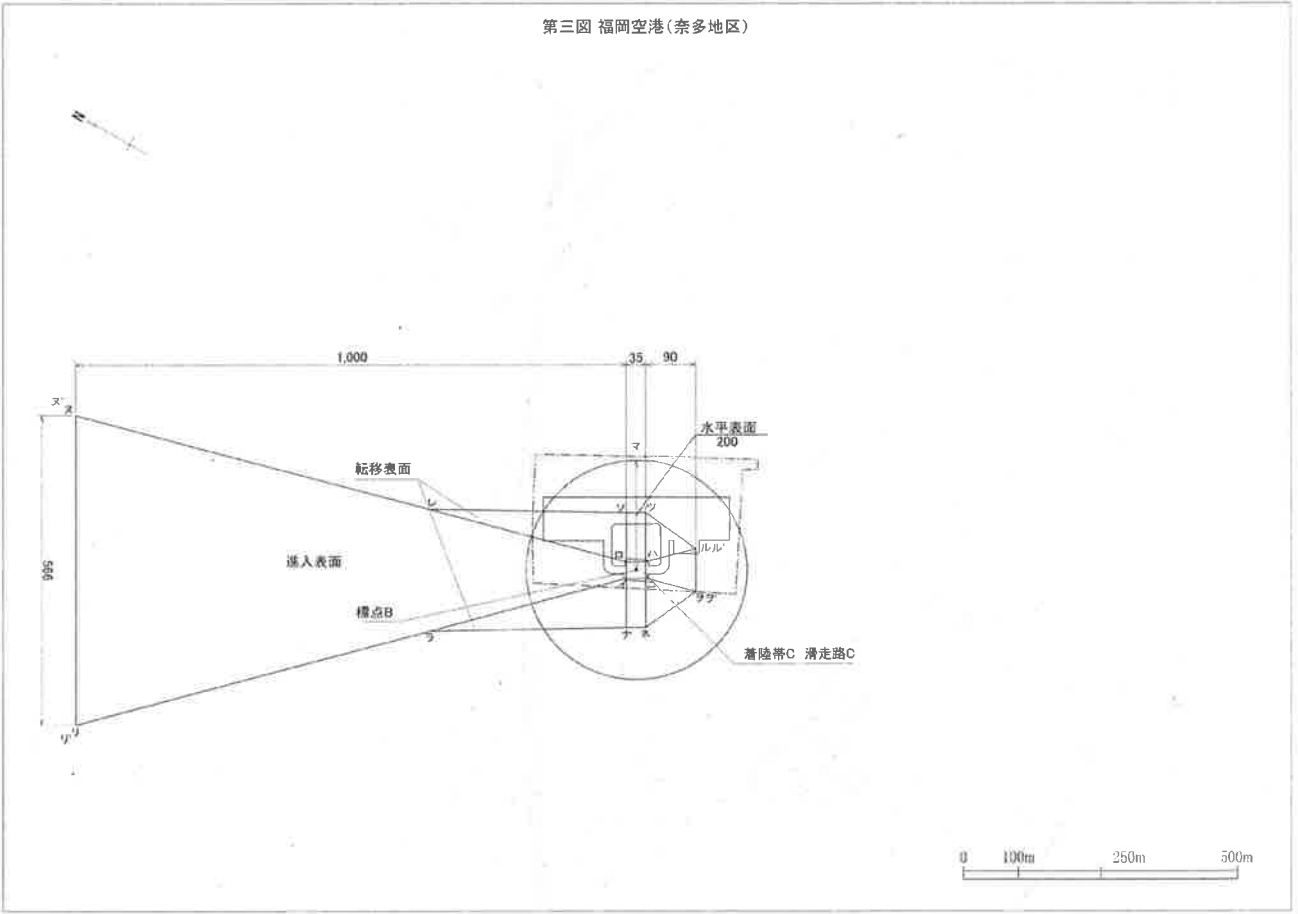
第一図 福岡空港



第二図 福岡空港(奈多地区)



第三図 福岡空港(奈多地区)



第四図 福岡空港(奈多地区)

